

スチュワードシップ活動の概況報告（2024 年 7 月～2025 年 6 月）

- ・ MS & AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社（以下、「三井住友海上」）、およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下、「あいおいニッセイ同和」）は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、「本コード」）への対応方針を踏まえ、スチュワードシップ活動に取り組んでいます。
- ・ 三井住友海上、およびあいおいニッセイ同和（以下、「両社」）は、投資先企業やその事業環境等に関する理解を深め、サステナビリティ（E S G 要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮した投資先企業との建設的な「目的を持った対話」等を通じて、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上、毀損防止に努めるとともに、持続的成長を促し、スチュワードシップ責任を果たしてまいります。
- ・ 両社の対応方針、議決権行使に係るガイドライン等は統一しており、統一した考え方等に基づいて、スチュワードシップ活動を推進しております。
 - 三井住友海上のホームページ掲載箇所は[こちら](#)
 - あいおいニッセイ同和のホームページ掲載箇所は[こちら](#)

両社による 2024 年 7 月から 2025 年 6 月までの投資先企業との対話状況および議決権行使結果について報告します。

1. 投資先企業との対話

（1）対話における基本方針

- ・ 両社は、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上や毀損防止に努めるとともに、持続的成長を促す観点から、経営上の課題や株主還元方針、サステナビリティ（E S G 要素を含む中長期的な持続可能性）等のテーマで投資先企業と建設的な対話を行い、認識の共有化を図ります。また、投資先企業に改善を求める必要がある場合は、株主の立場から意見を伝え、問題の改善に努めてまいります。
- ・ 対話の実施状況は以下のとおりです。両社は、本コードにかかる対応方針を説明したうえで、保有株式の時価上位の投資先企業や、気候変動への対応の重要性が高いと考えられる投資先企業を中心に対話を行いました。また、議決権行使ガイドラインに抵触した場合は、当該企業と対話を行い、課題認識を伝えるとともに、課題の改善に向けた状況や見通しを確認するなど意見交換を行いました。

	対話実施企業数
三井住友海上	198社
あいおいニッセイ同和	190社

(2) 対話のテーマ

- ・両社は、投資先企業との対話に際しては、以下のテーマを中心に取組みの状況等を確認することとしています。また、E S Gに関する課題は引き続き重要であることから、それらの課題への対応、さらに決算状況、中長期的な成長戦略、株主還元方針を含めた資本政策など投資先企業の企業価値向上を促す対話を積極的に行いました。
- ・また、気候変動等のテーマについては、財務部門が投資先企業の分析、対話、モニタリングを主体的に行い、脱炭素社会への移行に向けて積極的に取り組んでいます。

対話のテーマ	具体的な内容
E S G (環境・社会・ガバナンス)	・気候変動・脱炭素等に対する取組状況 ・気候変動が事業に及ぼす影響および対応策 ・自然資本・生物多様性に対する取組状況 ・人権方針の策定・公表、デューディリジェンス実施状況 ・人的資本に対する取組状況 ・社会課題と事業との関連性 ・独立社外役員の選任状況および期待する役割 ・社外役員の取締役会等への出席状況 ・コーポレートガバナンス・コードへの対応状況
決算状況	・今期業績および次期以降の見通し ・短期的なリスク要因
経営戦略	・中長期的な成長戦略 ・事業環境に対する認識や課題 ・事業戦略におけるサステナビリティの考慮
資本政策	・株主還元や内部留保に関する方針 ・配当に関する考え方・指標
事業リスク	・事業におけるリスク要因への対応状況 ・B C P（事業継続計画）の策定状況

(3) 対話事例（E S G 関連）

①三井住友海上

事例① 気候変動
・G H G 排出量の大きい化学業の企業に対して、スコープ3のデータ収集の仕組みの構築について確認しました。 ・カーボンフットプリントの作成については、取引先を絞って要請していること、また算定方法については標準化されておらず、個別対応となるうえ、算定能力も十分ではないことから、業界ルールを策定するよう働きかけるなど、データ収集の仕組みの構築に向けて取り組んでいることを確認しました。
事例② 人的資本
・繊維製品を扱う企業に対して、社内女性取締役候補者の拡充に向け、中長期的に女性管理職比率等を向上させるための取組みについて確認しました。 ・従来、女性管理職が有志で実施していた女性の人材育成取組みを2024年度から正式な会社施策としたこと、また、定期採用の新卒社員に占める女性比率向上にも注力し、エンジニア志望はまだ少ないことが課題であることを確認しました。
事例③ 自然資本
・輸送用機器を扱う企業は、T N F Dに基づく情報開示を実施していなかったため、分析・評価の状況を確認するとともに、早期開示に向けた取組みを要請しました。 ・また、水資源管理についても確認し、新工場を開設する場合、水リスク分析は必ず実施していること、現在、国内工場において、試験的に2030年度を目標に雨水等も含めた水の循環利用を可能にするプロジェクトに取り組んでおり、この取組みを軌道にのせ海外工場にも適用していく計画であることを確認しました。

事例④ 人権
・卸売業を行う企業に対して、同社がマイナー出資する事業の人権デューディリジェンス方法について確認しました。 ・メインの出資者がデューディリジェンスを行うことが基本であるが、マイナー出資者も入ってデューディリジェンスを行う場合もあること、人権デューディリジェンスのレベルが一定水準にあると判断される場合にのみ出資しており、出資時に問題が発覚することはないが、サプライチェーンにおいて人権リスクは常時潜んでいることを前提として、継続的にモニタリングするなどして見えないリスクの発現に備えていることを確認しました。

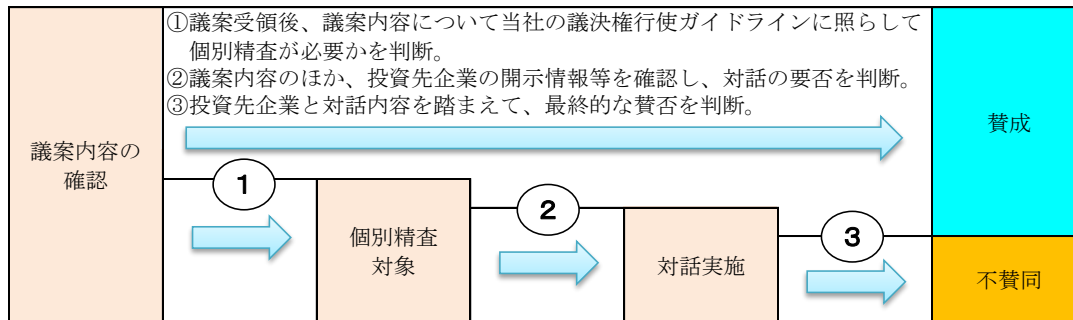
②あいおいニッセイ同和

事例① 気候変動
・金属製品の製造事業を営む企業において、GHG排出量の内、スコープ3の算定が同業他社に比べて遅れていることを確認しました。 ・スコープ3はサプライチェーン全体の環境負荷を包括的に評価できることから、企業の気候変動リスク対応や、投資家の評価において重要な情報であることを説明しました。 ・当該企業には外部のサポートを活用して排出量の算定・開示を進める企業の事例を紹介し、開示の促進が企業の信頼性向上に繋がる旨を提言しました。
事例② 自然資本
・石油・石炭製品事業を営む企業は、自然資本・生物多様性に関する取組みの一環として、TNFDに基づく開示に着手しました。 ・当社は現状の開示内容を評価するとともに、企業の更なる取組みを支援する観点から、投資家が他社比較で重視するポイントや背景を説明し、投資家視点を踏まえた開示拡充の助言を行いました。 ・議論の内容は、経営陣に参考情報として報告したい旨のコメントをいただきました。
事例③ 人権
・情報通信事業を営む企業との対話にて、人権課題への社会的関心の高まりを踏まえ、人権デューディリジェンスの取組み状況を確認しました。 ・社内では、人権に負の影響を与える可能性を特定し、防止・軽減するための体制強化を進めているほか、取引先に対しても面談を通じたリスクの把握や人権研修の実施、またアンケートによる課題把握等、多角的な取組みを実施していることを確認しました。 ・今後も人権尊重の取組みの進展に向け、さらなる取組みの強化を要請しました。
事例④ ガバナンス
・運輸事業を営む企業は、買収防衛策の更新について検討する際に、当社に投資家としての意見を求めてきました。 ・買収防衛策は一般的に、有効な買収機会を制限する懸念等から、投資家から高い評価を得にくい傾向があることや、当社としても企業価値向上の観点から買収防衛策の必要性やスキームの適切性を慎重に検討する姿勢であることを、丁寧に情報提供したところ、企業から参考になりたい旨のコメントをいただきました。 ・企業は今年の株主総会で買収防衛策を更新せず廃止することを決議しました。

2. 議決権行使

(1) 議決権行使の考え方

- 両社は、議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えております。このため、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、当該企業との対話内容等を踏まえて、中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って議決権を行使しています。
- 両社の議決権行使のプロセスは以下のとおりです。対話を通じて課題の改善を促したにもかかわらず、改善が図られない、または改善が不十分と判断される場合には、議案に不賛同とします。



(2) 議決権行使ガイドライン（議決権行使に係る賛否判断の基準）

- 両社は、議決権行使に係るガイドラインを設けており、ガイドラインに抵触する議案は内容の詳細を確認し、当該企業と対話を行っています。
- 議決権行使ガイドラインは、コーポレートガバナンス・コード等を踏まえ、投資先企業の持続的な成長、企業価値の向上、株主還元の向上に資するものになるよう定期的に見直しを行っています。
- 2024年7月に議決権行使ガイドラインを見直ししており、これは、コーポレートガバナンス・コードの改訂等により、企業に対してガバナンス等の一層の強化が求められていることなどを踏まえ、ガイドラインの強化を実施したものです。今後も、社会情勢や社会課題等を踏まえてガイドラインを見直し、投資先企業の持続的な成長に資する対話を行ってまいります。

<議決権行使ガイドライン（2024年7月の見直し後）>

議案種類	確認事項	主な賛否判断の基準・観点
剰余金の処分	・株主還元の状況	・配当性向が直近3期連続20%未満
取締役の選任	・企業価値の向上状況	・直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字） ・剰余金処分案が上程されていない場合で、株主還元が低位（配当性向が直近3期連続20%未満） ・ROEが直近5期連続5%未満の場合（プライム市場）
	・不祥事等の発生状況	・再発防止策の策定状況
	・独立社外取締役の選任状況	・金融商品取引所に独立役員として届出（予定を含む）がある独立社外取締役が以下の場合 プライム市場：1/3未満 スタンダード市場：2名未満

		その他市場：不在
	・独立社外取締役の在任期間	・独立社外取締役の在任期間が12年以上の場合（プライム市場）
	・女性役員の選任状況	・女性取締役（候補者を含む）が不在の場合（プライム市場）
	・取締役会等の出席状況	・出席率（直近期）が75%未満
	・サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への対応状況	・GHG排出量の多い業種に属している企業についてGHG排出量の削減目標（CO2排出量の削減目標を含む）が設定されていない場合、理由や今後の対応方針の有無（プライム市場）
監査役を選任	・不祥事等の発生状況	・再発防止策の策定状況
	・独立社外監査役の選任状況	・金融商品取引所に独立役員として届出（予定を含む）がある社外監査役が不在
	・独立社外監査役の在任期間	・独立社外監査役の在任期間が12年以上の場合（プライム市場）
	・取締役会、監査役会の出席状況	・出席率（直近期）が75%未満
会計監査人の選任	・不正会計を生じさせた会計監査人でないこと	・過去に重大な問題（不祥事・監査ミス等）に関わった会計監査人の場合、当該事案の責任者の処分や再発防止策の策定等の措置が適切に講じられているか
役員報酬・賞与	・企業価値の向上状況	・直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字） ・剰余金処分案が上程されていない場合で、株主還元が低位（配当性向が直近3期連続20%未満） ・ROEが直近5期連続5%未満の場合（プライム市場）
役員に対する退職慰労金		・原則不賛同
新株予約権の発行および株式報酬	・業績連動採用の有無、付与対象者	・業績連動とする合理性 ・付与対象に社外の者の有無
	・既存株主の持分割合減少有無	・5%以上（単年度）の減少
定款変更	・個別に精査	・既存株主の権利毀損の可能性
買収防衛策	・個別に精査	・企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか等
株主提案	・個別に精査	・中長期的な企業価値の向上および持続的成長に資するか

- ・また、ガバナンス面の強化を促す観点で、「社外役員の兼任数」、「買収防衛策の導入・更新が取締役会のみでの決議事項となっている場合」等へも対応していくことが必要であると考え、2025年7月にガイドラインを見直ししています。

<ガイドラインの新旧対比表（見直し項目のみ）>

議案 種類	確認事項	賛否判断の基準・観点	
		現行のガイドライン (～2025年6月適用)	2025年7月の見直し後
取締役 の選任	・企業価値の 向上状況	・ROEが直近5期連続5% 未満（プライム市場）	・ROEが直近5期連続5%未満 （<u>プライム市場</u>） ⇒対象を全市場に拡大
	・買収防衛策の 導入・更新の 決議機関	（新設）	・買収防衛策の導入・更新が取締役会 のみの決議事項となっている場合
	・サステナ ビリティ	・GHG排出量の多い業種 に属している企業につい てGHG排出量の削減目 標（CO2排出量の削減目 標を含む）が設定されてい ない場合、理由や今後の対 応方針の有無（プライム市 場）	・ GHG排出量の多い業種に属してい る企業について GHG排出量の削減 目標（CO2排出量の削減目標を含 む）が設定されていない場合、理由 や今後の対応方針の有無（プライム 市場） ⇒対象を全業種に拡大
		（新設）	・人権方針の策定・公表がなされてい ない場合、理由や今後の対応方針の 有無（プライム市場）
	・社外取締役の 兼任数	（新設）	・選任時に当該企業を含め、兼任数が <u>6社以上の場合（プライム市場）</u>
監査役 の選任	・社外監査役の 兼任数	（新設）	

- ・両社では、議決権行使に係る賛否判断は、議決権行使に関する基本方針（原則5）に基づき、営業部門から独立した財務部門が単独で行っています。
- ・また、議決権行使のプロセスおよび行使結果は、定期的に社外取締役の出席する取締役会等に報告しています。

（3）議決権行使の結果

①三井住友海上

議案項目	議案数	賛成	不賛同
会社提案	1,385	1,361	24
① 剰余金処分	302	301	1
② 取締役の選任（解任）	564	561	3
③ 監査役・会計監査役の選任（解任）	216	215	1
④ 役員報酬・賞与	105	105	0
⑤ 役員の退職慰労金	25	6	19
⑥ 新株予約権の発行および株式報酬	70	70	0
⑦ 組織改編関連	1	1	0
⑧ 定款変更	84	84	0
⑨ 買収防衛策	7	7	0
⑩ その他	11	11	0
株主提案	114	0	114
合 計	1,499	1,361	138

②あいおいニッセイ同和

議案項目	議案数	賛成	不賛同
会社提案	1, 264	1, 229	35
① 剰余金処分	271	266	5
② 取締役の選任（解任）	534	524	10
③ 監査役・会計監査役の選任（解任）	188	186	2
④ 役員報酬・賞与	104	101	3
⑤ 役員の退職慰労金	17	5	12
⑥ 新株予約権の発行および株式報酬	46	46	0
⑦ 組織改編関連	7	7	0
⑧ 定款変更	75	75	0
⑨ 買収防衛策	13	10	3
⑩ その他	9	9	0
株主提案	130	0	130
合 計	1, 394	1, 229	165

（４）議決権行使の主な事例

①三井住友海上

<不賛同とした事例>

事例① 監査役選任
・ 民間放送を行う企業は、昨年も独立社外監査役が不在であったため、対話により独立社外監査役の選任を要請したところ、候補者選定中との回答であり、ガバナンスの改善が見込めると判断し賛成としました。しかしながら、今年度も独立社外監査役が不在であったため、改めて対話を実施したところ、引き続き候補者選定中との回答であったため、改善が図られていないと判断し、不賛同としました。
事例② 取締役選任
・ 眼鏡・レンズの製造・販売などを行う企業は、業績および配当性向の判断基準に抵触したため、対話を実施しました。期初予想では、営業・経常黒字を見込んだものの、結果として５期連続で営業・経常赤字が続いたことを踏まえ、業績の改善が見られないと判断し、不賛同としました。
事例③ 剰余金処分
・ 食品関係の卸しを行う企業は、配当性向が直近３期連続２０％未満であり、昨年も対話を実施し配当性向を向上させるよう要請したものの、株主還元を増加させる意向がないとの回答を受け、不賛同としていました。今回の対話でも、同社から株主還元を増加させる考えはなく、配当性向が低位となっている特殊事情も確認できなかったことから、不賛同としました。
事例④ 退職慰労金の贈呈
・ 石油卸売を行う企業は、年功型の退職慰労金制度を継続しており、退任取締役に対する退職慰労金の議案が上程されました。対話を実施し、企業価値向上に向けては、役員報酬は年功型の制度ではなく、業績連動報酬等が望ましいという当社の考え方と東京証券取引所のプライム・スタンダード両市場においては業績連動型の報酬体系への移行が進んでいること等情報提供を行い、不賛同としました。

<議決権行使ガイドラインに抵触したものの、賛成とした事例>

事例⑤ 取締役選任
・油圧・空圧機器の製造販売を行う企業は、在任年数12年以上となる独立社外取締役の再任議案が上程されたため、対話を実施しました。結果、在任年数が長期となることで独立性が希薄化する点について、指名・報酬委員会で議論を行っており、後任者の選定に着手していることを確認しました。当社の課題認識を共有することができ、基準抵触の状況を改善する意思があると判断し、賛成しました。
事例⑥ 取締役選任
・電気機器製造・販売などを行う企業は、取締役選任の判断基準である配当性向が低位であり当社基準に抵触したことから対話を実施しました。結果、同社の配当性向は20%未満ではあるものの、総還元性向については40%とする目標を開示しており、計画通り配当・自己株式の取得を進めていることが確認できました。また、毎年着実に増配を行っていることから株主還元の姿勢を評価し、賛成しました。

②あいおいニッセイ同和

<不賛同とした事例>

事例① 剰余金処分・役員報酬改定・役員賞与支給・買収防衛
・運動用品の卸売事業を営む企業において、昨年度、十分な配当余力があるにもかかわらず、直近3期の配当性向が20%未満で当社ガイドラインを下回っていた為、対話を行いましたが、配当性向を改善させる意思表示が確認できなかった為、不賛同としました。今年度は、特別利益の発生に伴う増配がありましたが、増配額は十分ではなく、配当性向は昨年度より大幅に低下しました。今年度の対話でも、配当性向の改善について意思表示が確認できなかった為、引き続き不賛同としました。
事例② 取締役選任・監査役選任
・エンターテインメント事業を営む企業において、昨年度、独立社外監査役が不在でガイドラインに抵触した為、対話を行い、選任する方針を確認できた為、賛成としました。しかし、今年度も独立社外監査役が不在でした。更に、独立社外取締役が昨年度の2名から、今年度は1名に減員し、当社の基準で必要とする2名を下回りました。今年度の対話では、社外監査役を独立役員として届出をしないこと及び独立社外取締役の減員は経営効率化の一環である旨の回答があり、改善について意思表示が確認できなかった為、不賛同としました。
事例③ 退職慰労金の贈呈
・住宅設備の製造販売事業を営む企業において、退任取締役に対する退職金慰労金の贈呈の議案が上程され、当社ガイドラインに抵触することから対話を行いました。上場企業が中長期的に企業価値を向上させるには、役員報酬は年功序列的な制度ではなく、業績連動報酬等が望ましいという当社の考え方をお伝えし、不賛同としました。

事例④ 取締役選任

- ・食料品の製造販売事業を営む企業において、昨年度、独立社外取締役の在任年数が当社ガイドラインに抵触することから対話を行い、改善について論議しました。しかし、今年度の対話でも、在任期間の基準が設定されていないことが確認され、また当面の改善は難しい旨の回答もあり、改善について意思表示が確認できなかった為、不賛同としました。

<議決権行使ガイドラインに抵触したものの、賛成とした事例>

事例⑤ 剰余金処分・取締役選任

- ・運輸事業を営む企業において、直近3年間の配当性向が20%未満、ROEも5期連続5%未満と当社ガイドラインに抵触していた為、対話を行いました。同社とはコロナ禍で赤字無配となった時期より対話を継続してきましたが、業績回復に伴い無配から、復配、増配へと転じていることや、ROEや株価重視の目標を公表するなど、顕著な改善傾向を確認できたことから賛成としました。

事例⑥ 取締役選任

- ・金融事業を営む企業において、ROEが5期連続5%未満と当社ガイドラインに抵触した為、対話を行いました。貸出金利が上昇基調にあり外部環境が改善傾向であること、ROEを将来的に7%以上とする経営目標を発表していること、更にはROE向上に向けた自社株買いにも積極的な姿勢を示していることから、今後の改善が期待できると判断し、賛成としました。

- ・なお、個別の投資先企業ごとの議決権行使の結果は、当該企業との建設的な対話等に影響を及ぼす可能性があると考えているため、公表を控えさせていただきますが、両社の考え方・活動をご理解いただくため、議決権行使の考え方、賛否判断の基準、議決権行使結果の集計、不賛同事例等を公表しています。

3. 取組みの振り返り

- ・両社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、2014年にこれを受け入れることを表明しています。また、2017年、2020年、2025年のコード改訂を受け、方針の見直しを実施しています。
- ・投資先企業との対話に際しては、ESG、決算状況、経営戦略、資本政策、事業リスクなど多角的な視点に立って取り組み、持続的な成長を支援することに努めてきました。その中で、特に重要な論点がある企業には、投資先企業の状況をヒアリングし、改善を求める必要がある場合は、株主の立場から意見を伝え、問題の改善に努めています。
- ・従前通り、気候変動に関する対話に取り組んだことに加え、自然資本に関する対話を強化する等、ESGに関する対話のテーマを拡充させました。
- ・議決権行使に際しては、議決権行使ガイドラインに照らして精査しており、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業との対話を実施したうえで、中長期的な企業価値向上等につながるよう取り組んでいます。また、両社の考え方・活動をご理解いただくため、議決権行使結果に加え、議決権行使の主な事例を公表しています。
- ・これらスチュワードシップ活動は、毎年本紙「スチュワードシップ活動の概況報告」として、社外取締役が出席する取締役会に報告するとともに对外公表を行い、両社の取組みを理解していただくよう努めてまいります。

＜日本版スチュワードシップ・コード制定後の取組み＞

※SSC：日本版スチュワードシップ・コード、CGC：コーポレートガバナンス・コード

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
外部環境の変化	SSC制定		CGC制定		SSC改訂	CGC改訂	SSC改訂		CGC改訂				SSC改訂
開示	SSCの受入れ表明、全原則に対するグループ統一の対応方針を公表												
	議決権行使における精査項目や不賛同事例等を概況報告に追加												
	サステナビリティを考慮した中長期的な視点で対話を行う方針に改定												
議決権行使 ガイドライン	従前の社内要領を改定し、議決権行使ガイドラインを制定												
	ガイドライン強化改定（社外取締役の選任状況の精査項目等を追加）												
	ガイドライン強化改定（社外取締役の独立性基準の導入等）												
	2023年1月：業績基準の強化、サステナビリティに係る取組みの精査項目等を追加												
	2024年7月：女性役員の選任や、役員退職慰労金制度への原則不賛同等を追加 2025年7月：社外取締役の兼任数、買収防衛策の決議機関等を精査項目に追加												
対話	対象先	保有時価上位の企業を対象に、対話を開始											
		対話の対象先を拡大し対話を推進											
	内容	財務情報や事業リスクなどに基づき、企業経営全般について対話											
		非財務情報・ESGの視点等をテーマとした対話											
		GHG排出量の削減やTCFD提言に基づく情報開示を促す等											
	体制	気候変動に対応した対話											
		自然資本・生物多様性や人権に関する対話を開始											
		SSCの改訂を踏まえ、対話から議決権行使まで一貫して財務部門が実施するプロセスに変更											
		対話要員の増員など体制を強化											

4. 今後の取組み・課題

- ・当社グループは、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支える」ことを経営理念（ミッション）としています。経営理念の実現に向け、「価値創造ストーリー」を紡ぐ企業活動を通じて、社会との共通価値を創造し、「レジリエントでサステナブルな社会」を目指しています。
- ・気候変動というグローバルなリスクの解決に向けて、2050年度までにGHG排出量を実質ゼロ（ネットゼロ）とする目標を設定し、本目標の達成に向け、2030年度のGHG排出量削減の中間目標とそれを実現するための再生可能エネルギーの導入率の目標も設定し、取組みを進めています（詳細は次ページ参照）。
投資先企業と共に進める取組みとしては、建設的な対話・エンゲージメントを通じて、投資先企業にGHG排出量の削減取組みとTCFD提言に基づく情報開示を促すとともに、引き続き、中長期的な成長戦略、株主還元方針を含めた資本政策などの対話により、投資先企業の企業価値向上に取り組んでまいります。
- ・自然資本に関しては、TNFDの目的に賛同し、自然への毀損により発生する経済的損害を補償する商品の提供や、TNFDの理解促進や枠組み開発に取り組んでいます。人権に関しては国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に依拠し、人権デューデリジェンスの仕組みを構築・実施し、人権侵害のないバリューチェーン、社内環境を整備することで企業価値向上を目指しています。
投融資においても、自然資本・生物多様性や人権に関する建設的な対話・エンゲージメントを通じて、自然資本の持続可能性向上や人権を尊重した活動を一層推進します。
- ・両社は、CSV×DXの考え方のもと、気候変動リスクや環境負荷を低減するための技術革新やネットゼロへの移行を支える取組みを、商品・サービスの提供および投融資を通じてステークホルダーとともに進めています。
- ・議決権の行使では、単に賛否の判断を行うだけではなく、対話を通じて両社の考えを投資先企業と共有し、引き続き問題の改善を促してまいります。対話を通じて課題の改善を促したにもかかわらず、改善が図られない、または改善が不十分と判断される場合には、議案に不賛同とします。
また、議決権行使ガイドラインは、投資先企業の業績動向や社会環境の変化等を踏まえて、定期的な見直しを検討してまいります。

以 上

(参考) MS & AD インシュアランスグループのネットゼロの実現と投融資における取組み

1. グループ GHG 排出量削減 中長期目標

対象		2030年度	2050年度
スコープ1・2		基準年度（2019年度）比 50%削減	ネットゼロ
スコープ3	カテゴリー 1、3、5、6、 7、13	基準年度（2019年度）比 50%削減	
	保険引受先 投融資先	お客さまとともにGHG排出量削減に向けた取組みを進めるため、対話を深め、削減に向けた課題の把握と、課題解決に向けたソリューションの提案を実施。	
		基準年度（2019年度）比 37%削減（国内主要取引先）	

スコープ1：社有車のガソリン等、燃料から直接排出されるもの

スコープ2：購入した電力、熱等の利用により間接的に排出されるもの

スコープ3：スコープ1・2以外の当社の事業を通じて間接的に排出されるもの

2. 再生可能エネルギー導入率 中長期目標

2030年度	2050年度
60%	100%

3. 投融資先企業と共に進める取組み

当社グループは、2015年6月に国連責任投資原則※に署名し、中長期的な投資リターンの確保とともにサステナビリティに関わる課題解決への貢献に取り組んでいます。

気候変動対応に関しては、太陽光・風力発電・バイオマス発電といった再生可能エネルギーの発電所建設のプロジェクトファイナンスやファンドへの出資を進めています。加えて、気候変動を中心とするインパクトファンドに投資するなど、グリーン投資に継続的に取り組むことにより、投資や融資を通じてGHGの大幅削減を実現するイノベーション技術の開発に挑戦する企業を支援、脱炭素社会への着実な移行に貢献します。また、投資先企業と建設的な対話・エンゲージメントを通じて、投融資先企業にGHG排出量の削減に向けた取組みとTCFD提言に基づく情報開示を促し、技術革新計画や課題の把握等に取り組んでまいります。

当社グループの気候変動対応や自然関連のリスク・機会は「MS & AD グリーンレジリエンスレポート」にて公表しています。

※ PRI (Principles for Responsible Investment)

投資の意思決定において投資先企業の環境・社会問題・企業統治（ESG）取組みを考慮すべきという原則